

平成28年度 サービス付き高齢者向け住宅事業に関する状況報告

報告者		
TEL/FAX		
e-mail		

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の規定に基づき登録を受けている事業の状況について、次のとおり報告します。

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録番号	札 - 第 号
住宅の名称	
所在地	

2. 各登録事項の登録内容と現状の差異の有無について（変更申請中は、有としてください）

登録内容	差異の有無
(1) サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地	☐ 有 ・ ☐ 無
(2) サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（別添1若しくは別添2の「役員名簿」を含む）	☐ 有 ・ ☐ 無
(3) サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所	☐ 有 ・ ☐ 無
(4) サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備（別添3（旧別添2）の「住宅の規模並びに構造及び設備等」を含む）	☐ 有 ・ ☐ 無
(5) サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期	☐ 有 ・ ☐ 無
(6) サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭（別添4（旧別添3）の「サービスの内容」を含む）	☐ 有 ・ ☐ 無
(7) サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等	☐ 有 ・ ☐ 無
(8) サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設	☐ 有 ・ ☐ 無
(9) 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力	☐ 有 ・ ☐ 無
(10) 登録の申請が基本方針及び高齢者居住安定計画に照らして適切なものである旨	☐ 有 ・ ☐ 無

3. 差異の内容（変更申請中についても記入してください。）

変更に係る事項	変更内容	
	変更前（登録内容）	変更後（現状）

4. 登録住宅の戸数、入居者の状況について（平成28年3月31日現在）

住宅戸数（登録申請対象戸数）				戸						
入居戸数				戸						
入居者数				0 人						
介護度	契約者			同居人						合 計
				配偶者			配偶者以外の親族			
	60歳以上	60歳未満	60歳以上	60歳未満	60歳以上	60歳未満				
非該当	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要支援 1	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要支援 2	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要介護 1	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要介護 2	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要介護 3	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要介護 4	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
要介護 5	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
不 明	人	人	人	人	人	人	人	人	0 人	
合 計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	

5. 状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービス）の方法について

（例）：食事の機会を利用して毎日少なくとも1回、入居者の安否確認を行っている。
 なお、食堂に来られなかった入居者がいた場合は、訪室して安否を確認している。

6. 生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービス）の状況について

具体例：①日常生活における入居者の心配事や悩み等（例：食事、健康、趣味、人間関係）に対し、助言を行う。
 ②専門的な相談や助言のために、専門家や専門機関を紹介する。
 （例：財産管理・運用等については弁護士・税理士等、医療・介護については医療機関・社会福祉法人・地域包括支援センター等）

（平成27年度）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	0 件

7. サービス付き高齢者向け住宅内で住宅業務に従事する職員の数について

職 種	9時～17時	左記以外	合 計
状況把握・生活相談サービスを提供する職員	人	人	0 人
その他の職員	人	人	0 人
合 計	0 人	0 人	0 人

- * 職員の数は、サービス付き高齢者向け住宅内で1日あたり働いている人数を記載してください。（延べ雇用人数ではありません。）
- * その他の職員には、サービス付き高齢者向け住宅内で勤務している業務委託先及び提携先の職員を含みます。（例：サービス付き高齢者向け住宅内の厨房で調理し、食事を提供する職員等）
- * 併設施設の職員は除いてください。

8. 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第21条第1項に規定する帳簿の備え付けの有無及び実績・事実の有無について

項 目		有	無
(1) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況	帳簿	☐ 有	☐ 無
	実績	☐ 有	☐ 無
(2) 入居者からの金銭の受領の記録	帳簿	☐ 有	☐ 無
(3) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容	帳簿	☐ 有	☐ 無
(4) 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由	帳簿	☐ 有	☐ 無
	事実	☐ 有	☐ 無
(5) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容	帳簿	☐ 有	☐ 無
	事実	☐ 有	☐ 無
(6) 高齢者生活支援サービスの提供により入居者に事故が発生した場合にあっては、その状況及び事故に際して採った処置の内容	帳簿	☐ 有	☐ 無
	事実	☐ 有	☐ 無
(7) サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに委託に係る契約事項及び業務の実施状況	帳簿	☐ 有	☐ 無

* (1)の実績及び(4)～(6)の事実がある場合には、帳簿の写し（平成27年度分）を提出してください。

9. 高齢者の虐待防止策の実施状況について

実施内容	実施状況
(1) 高齢者虐待又は高齢者の権利利益を不当に侵害する行為（以下「虐待等」）の未然防止の取組として、サービス付き高齢者向け住宅の業務に従事する職員に虐待等の防止等に係る研修を実施するとともに、その内容を記録し保存すること。	☐ 実施済み ☐ 実施予定
(2) 虐待等の発生に備え、苦情対応体制を整備すること。	☐ 整備済み ☐ 整備予定
また、入居者へ虐待等が発生した場合には、速やかに入居者の安全確保・不安解消を図るとともに、入居者及び家族への説明を行うこと。	☐ 事実あり ☐ 事実なし
(3) 入居者への虐待等が発生した場合には、速やかに事実確認のための聞き取り調査を実施すること。また、組織的な情報の共有、原因の分析及び再発防止への取組を行うこと。	☐ 事実あり ☐ 事実なし
(4) 虐待等が発生した場合、あるいはその疑いがある場合には、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課へ情報提供すること。	☐ 事実あり ☐ 事実なし
(5) 虐待等が発生した場合には、原因分析したうえで、虐待等防止のための改善策を策定し、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課へ情報提供すること	☐ 事実あり ☐ 事実なし
(6) サービス付き高齢者向け住宅の業務委託先又は提携先の職員による虐待等が発生した場合には、当該事業者への注意及び札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課へ情報提供すること。	☐ 事実あり ☐ 事実なし

* 平成24年11月1日以降に登録申請をした事業者は、必ず回答願います。

* 平成24年10月31日以前に登録申請した事業者は、任意回答です。

10. 添付書類

添付書類が必要となる場合	添付書類
施設面で登録事項と 現況に差異がある場合	ア 施設面で登録事項と現況に差異があることが わかる写真 ・平面図（差異の位置がわかる図面） ・住戸詳細図（該当する場合） ・写真（差異の内容が確認できるように）
8 の(1)の実績及び (4)～(6)で事実がある場合	イ 帳簿の写し（平成 年度分）